

札幌市みらい IT 人材チャレンジ補助金交付要綱

令和 5 年 9 月 19 日 経済観光局長決裁

直近改正 令和 7 年 5 月 1 日

(通則)

第 1 条 札幌市みらい IT 人材チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年 6 月 29 日訓令第 24 号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、札幌市内で活動する個人や団体を対象として、IT 技術に関連する高度な知識や技術力を競う大会の参加経費の一部を補助することで、将来の地域産業を牽引する人材の成長を促進し、本市産業全体の振興を図ることを目的とする。

(補助対象大会)

第 3 条 補助金の対象となる大会（以下「補助対象大会」という。）は、プログラミング、数理情報科学、ロボティクス等の IT 技術に関する高度な知識や技術力を競うものであり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 日本国内で開催される全国規模の大会で、次のいずれかに該当するもの

ア 行政機関、大学又は高等専門学校が主催、共催又は後援している大会

イ その他市長が認める大会

(2) 日本国外で開催される国際大会で、次のいずれかに該当するもの

ア 3 か国以上からの参加が見込まれる、勝敗で順位を決める大会

イ その他市長が認める大会

2 補助対象大会の実施期間は、申請日が属する会計年度の毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、開催期間が年度をまたがる補助対象大会については、開催要項等で示された最終日が属する年度の申請として扱う。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 札幌市在住又は札幌市に通勤・通学する 22 歳以下の個人

(2) 主たる活動拠点が札幌市内かつ、補助対象大会参加者全員が 22 歳以下であり、その過半数又は 10 名以上が札幌市在住又は札幌市に通勤・通学する者で構成された団体

2 前項第 2 号の要件を満たさない団体に所属する個人が、前項第 1 号の要件を満たす場合は、個人として申請できることとする。

3 補助対象者の年齢は申請日の属する年度の 4 月 1 日時点での満年齢で判断する。

4 以下の者は補助対象者となることはできない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用

人等として使用している者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるところによる。

(補助分類、補助率及び補助限度額)

第6条 補助分類、補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

2 同一年度における補助は、補助対象者ごとに2大会を上限とする。なお、団体の場合における補助対象者の同一性は、団体の名称や活動の内容及び構成員等から総合的に判断する。

3 補助対象大会の参加に伴い、他の補助金又は助成金の交付を受けている場合は、補助対象経費からその額を減じた後に、補助金を算定するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象大会開催の14日前までに、補助金交付申請書（様式1）及び経費予算内訳書（様式2）を市長に提出しなければならない。ただし、申請者の責によらないやむを得ない理由により上記期日を過ぎた場合については、市長の判断によりこれを受け付けることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けた場合は、審査のうえ交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときは補助金決定通知書（様式3）により、交付しないことを決定したときは不交付決定通知書（様式4）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、条件を附して補助金の交付の決定を行うことができる。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象大会の参加が完了したとき、又は補助対象大会が中止となったときは、速やかに補助対象大会実績報告書（様式5）及び経費報告書（様式6）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条による書類の提出を受けた場合は、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式7）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支出)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金額の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

第 12 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象大会が中止された場合、又は補助対象大会に参加できなくなった場合
- (2) 本要綱若しくは本要綱に基づく札幌市の処分又は指示に反する事実が明らかになった場合
- (3) 補助金の申請又は補助対象大会の参加に関して不正又はその他不適当な行為をした場合
- (4) 前各号に掲げる場合の他、市長が補助金の交付決定を取り消すことが適当であると認めた場合

2 市長は、前項の規定による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

(帳簿及び書類の備付け等)

第 13 条 補助対象者は、補助対象大会の参加に要した経費について帳簿及び書類を備え、補助対象大会の参加に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、補助対象大会終了日の属する年度の終了後から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、札幌市経済観光局長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 5 年 10 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱は、最終日が令和 5 年 4 月 1 日以後である補助対象大会に係る補助金交付申請について適用する。

附 則

(施工期日)

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1

費用項目	項目説明	補足事項
① 航空費	補助対象大会の参加に伴う航空費の内、最も経済的な通常の経路によるもの	以下のいずれかに該当する場合は補助対象経費として認めない。 ・引率等、活動の主体とならない者の経費 ・北海道内で開催される補助対象大会への参加 ・航空機の特別料金
② 宿泊費	補助対象大会の参加に要する宿泊経費	以下のいずれかに該当する場合は補助対象経費として認めない。 ・引率等、活動の主体とならない者の経費 ・北海道内で開催される補助対象大会への参加 ・前泊。但し、公共交通機関をもって、補助対象大会に参加する当日の午前7時以前に自宅最寄りの駅を出発しなければならない場合は、例外的に補助対象経費として認める。 ・後泊。但し、公共交通機関をもって、補助対象大会において補助対象者が参加を要する最終日当日の午後9時までに札幌駅に到着することが困難な場合は、例外的に補助対象経費として認める。また、天候や他の条件により、例外的に補助対象経費として認める場合がある。
③ 大会参加費	補助対象大会の参加にあたって主催者に支払いが必要な経費	
④ 機器等運搬費	補助対象大会の競技に用いるロボット等機材の運搬経費	
⑤ 部品・資材等購入費	補助対象大会の参加に必要なとなるロボット等の製作に直接使用される部品・資材等の購入経費	
⑥ その他	その他市長が認める経費	

別表 2

補助分類 (大会の種類及び参加形式)	補助限度額	補助率
全国大会（個人）	25,000円	補助対象経費の1／2以内
全国大会（団体）	250,000円	
国際大会（個人）	50,000円	
国際大会（団体）	500,000円	